

交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目
ノースキャピタルビル4階

第18号 2005年8月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail hk-higaisha@nifty.com ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者としての相談も受けています。(例会の日程はp12)

武士は心の中に生きている

江差町 柳谷 志美子 (いのちのパネルより)

平成10年7月12日、午後11時55分、友人を乗せて国道5号線森町を直進中のところ、前方不注意で右折する大型トラック(保冷車)に正面衝突され、二人とも22歳の若さで、あっという間に命を奪われてしまいました。

加害者(男性29歳)はお花・線香も供えてくれる事も無く、当時の思いは今なお忘れることは出来ません。

「線香なんかあげにいかない」と言った運送会社社長の冷たい言葉も耳に残り消える事はありません。また、加害者が「線香をあげに行く」と言えば「仕事があるから休まないで仕事をしなさい」と言って休みを取らせなかったことも。同じ被害にあつたらあのような言葉が出るのでしょうか?



はじめ死人に口無しとばかり「五分五分だ」と言っていた社長の言葉、「突っ込んできた」と言った加害者の言葉も実況見分調査の結果、加害者の「前方不注意が原因」と禁錮9か月の判決を下されました。同じ年の秋にも、この運送会社はまた人身事故を起こしています。

武士の「死」はなんだったのでしょうか。

謝罪もせず、仕事重視、他人無視、こんな事が世の中に通用するとは到底考えられません。

運送会社を経営する社長さん、一番大切なのは「命」です。会社の利益ではないはずです。

武士は叫んでいます「僕は何も悪い事はしていないよ!!」

武士はやさしい子供でした。体調の悪い父親を気遣って勤めを変えてまで家へ帰ってきてくれ「働いて家を建ててやるからなァ」そんな言葉が口癖でした。

今はようやく皆も元気を取り戻して暮らしているから心配なくていいよ、武士は皆の心の中に生きているからね。

母より

「いのちのパネル」は、8月22日～30日まで「社会福祉総合センター」(大通西19丁目)で展示します

今号の主な内容

②～④ 2005年、定期総会・交流会

⑤～⑦ 講話「交通事故被害者の心理的後遺症(PTSD)とケア」(久保義彦)

⑦ 報告「地裁判決を受けて」(竹田 彩) 「高次脳機能障害に理解を」(篠原 節)

⑧⑨ 報告「危険運転致死罪での実刑が確定しました」(山下芳正)「刑事裁判を終えて」(平澤弘道)

⑩ 要望事項の実現めざして 報告「『とまれ』マークをたくさん貼って」(佐藤京子)

⑪ 要望事項一覧 ⑫ 会員からのお便り 活動日誌 お知らせ

2005年 定期総会・交流会開かれる 5/14 KKRホテル



6回目となる定期総会は、5月14日13時半より、KKR ホテル札幌を会場に、27名の出席を得て行われました。(会員数は118人)

司会は新しい世話人の市川さんが務められ、黙祷のあと来賓の道警交通部交通企画課長佐藤吉一氏、道交通安全協会専務理事榎林榮次氏のご挨拶を受けました。

また、4月から本会の事務局長が代わりましたが、議事に入る前に、前任の寺地さんと新任の樋口さんお二人から挨拶がありました。

議事は伊藤さん小野さんを議長に進められ、活動報告と決算報告、活動計画と予算が提案どおり承認され、3年ぶりに改訂が提案された要望事項も、一部意見を入れて議決され、より効果的な働きかけを行うことが確認されました。

また、「事故ゼロ」を訴える活動として、昨年の体験講話が、担当者8人で、延べ回数51回、受講者数約1万人に達していること、「いのちのパネル」が道庁ロビーや講話など計11会場で展示され、小冊子版が改訂されたことなども報告されました。

役員選出では、代表、副代表の4人が再選されました。

総会後は、テーマごとに4つのグループに分かれ、学習、報告、交流を行いました。

代表挨拶 前田 敏章

最近の会員の裁判(竹田、平澤事案)でも、交通事故があまりに軽く扱われているという実態がある。

JR 福知山線の脱線事故後、朝日新聞が「奪われた夢、人生」と特集し、犠牲になった107名の方の写真や略歴を全面に掲載した。このような事故の場合には、社会全体がこれを教訓に今後絶対に起こさないと決意し動くが、車の事故は違う。北海道で1月以来犠牲になった92人がもし一日で亡くなられたとしたら、社会はどう受け止めるのか。会として、交通犯罪、交通事故の重大さ社会に強く訴えたい。

4月に犯罪被害者等基本法が施行され、交通犯罪

も位置づけられた。私たちにとって希望の光。遺族、被害者を孤立させない、絶望させない、そのための支援と交流、犠牲を無駄にしないための活動、これらを継続していくための元気と勇気を、この総会とテーマ別交流会で互いに分かち合いたい。

来賓挨拶

道警本部交通部交通企画課長 佐藤 吉一氏

被害者の会の皆様方には、運転免許の講習会や、安全運転管理者の講習会、地域、学校などで交通事故の悲惨さを訴える講演をしていただいたり、あるいは「命のパネル展」など、交通安全の啓蒙活動にご尽力頂き感謝申し上げます。



北海道の交通事故死亡者は、昭和46年が一番多い年で、889名の方が亡くなった。以後、700人、500人というところを上下していたが、一昨年初めて300人台の数字になった。限りなくゼロに近づけたい。

今年もすでに多くの方が亡くなっている。私ども警察も現実には起きている事故を防ぐ手だてを尽くして参る。会の皆さんの一層のご支援、ご協力を頂きたい。そしてご協力頂いている北海道交通安全協会にお礼を申し上げたい。

来賓挨拶

(財)道交通安全協会専務理事 榎林 榮次氏



昨年は、交通事故死者数全国ワーストワン返上めざし真剣に取り組んだが、悲願には届かなかった。ただ死者数は、平成13年から4年連続して減少した。今年も、昨年比約20%減少傾向で推移しているが、発生件数、負傷者は昨年を上回り予断を許さない状況。被害者を一人でも少なくするために広く深く運動を展開するので、ご支援、ご協力を宜しく願います。

被害者の会は体験をふまえてドライバーの心に訴える活動を継続的に行っている。そのことが、死者数減少の大きな要因と考えている。被害者ゼロの活動をはじめ、自主的な支援活動や情報交換、機関誌の発行など、今後ますますのご活躍を期待している。

私どもも、引き続き交通事故被害者の会の必要な支援、および関係機関団体との連絡調整などに努めて参りたい。

グループ別交流会・4グループに35人

2回目となったグループ別交流会には、昨年より多い35人の会員が参加。今求めている課題について、少人数のグループで、互いに報告しあいました。助言や講師を務めた弁護士、医師の力強い協力もあり、有意義な交流が行われました。以下は各グループの担当世話人の報告です。

～ 刑事・民事裁判 ～

参加：14人

助言：中村誠也弁護士、森谷瑞穂弁護士



弁護士さんから、それぞれの事例が抱える課題について丁寧で適切な助

言もあり、貴重な交流でした。

最初に参加者各自の「事件紹介」。それぞれが現在の心情や課題等について率直に語りました。

刑事裁判については、人身事故歴のある加害者の犠牲になったが、被害者の扱いがあまりに非人間的なもので傷ついているという例、生き残っている側の一方向的な言い分が主張され、それが通ってしまう捜査や裁判の過程に大変不安を感じているという例の報告などがあり、助言者及び体験者からは、遺族の思いや捜査の疑問などを警察や検察庁などへしっかり伝え、働きかけを強めることが大切というアドバイスがありました。

民事裁判について、体験者からは「大変に辛いことであるので、民事裁判に何を求めるか、何が出来るのかを整理して取り組んだ方が良い。事件の真実を知ることにもつながるので、命の尊厳を守るためにたたかう価値はある」という示唆があり、助言の弁護士さんからも「民事裁判でどの部分を重視するか押さえておけば喪失感は少ない。支えとしての弁護士を、専門家として利用して欲しい。そのためにも被害者どうしの交流が大切」というアドバイスがされました。

(報告：前田敏章)

～ メンタルケア ～

講師：久保 義彦 医師 参加：6人

昨年に続き2回目。講師の久保義彦先生（くぼメンタルクリニック）は、衝撃を受けた時の症状から回復までのことを1時間40分にわたり詳し

くお話しされました（概要は次ページ）。10分の休憩を挟み後半に移りましたが、その間にも参加者同士の話が続けていました。

後半は約1時間各自の今の状態が話され、久保先生がアドバイス。参加者から「自分の症状と同じ、今の自分がどの状態なのかよく分かった」「会の方へも足を運びたい」との言葉もありました。

二次被害を出さないためにも、この会では何を言っても分かってもらえる「安心感の場」であるという必要性を強く感じました。（報告：小野茂）

～ 怪我をされた方の交流 ～

助言：青野 渉 弁護士 参加：7人

怪我をした被害者は、後遺症に苦しみ、事故前と生活が激変していますが、さらに、行政、医療機関、司法関係、損保会社の理不尽な対応もあり、肉体的・精神的に、そして経済的負担に苦しみ続けています。会員相互が交流を持ち、支え合い、少しでも関係機関を動かせる力になれば、と思います。

以下は事例の概要です。

「追突され、RSDの症状。勤務も辞めさせられ、現在も通院中。法律扶助協会で弁護士を頼んだが何もしてくれず、経済的、精神的に追いつめられた。その後、被害者の会に出会い、弁護士に委任してから事態が好転。自賠責で等級がついた。しかし将来が不安。」

「子供が登校途中に車にぶつけられ、今も植物状態で入院中。母親がつきっきりで、生活が激変。地域でたった一人の弁護士が加害者側」

「等級と過失割合が納得いかない。本人の見えない診断書が発行されていたり、信頼していた医者に裏切られ、必要な検査もしてくれなかった。最初の診断書は入院2週間だったのに、一生歩けない状況になった。交通事故の後遺症は後から出る。」

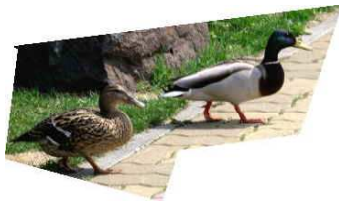
「加害者の前方不注意により追突され、意識を失った。頸椎、腰椎捻挫で2週間という診断。現場検証もされず、加害者虚偽の供述が採用されていた。警察に、衝突位置を正確にと申し出たが受け入れてもらえなかった。」

「横断歩道を歩行中右折車にぶつけられ、腓骨神経マヒの後遺症。謝りの言葉もない加害者、検査もせず後遺症診断書を正確に書いてくれない医師。損保会社から調停をかけられ、3年半以上苦しめられた。弁護士からの二次被害も受け、被害者の人権は、司法の平等はとさまざまな疑問を感じている。」

「加害者側から裁判をおこされ、控訴したが上告する度に賠償額が下がり、怪我に見合った損害が認められなかった」

なお、指摘された現状での課題は以下の通りです。

- 1 警察：
調書を正しく書いてほしい。
- 2 医療機関：
診断書は最初に正しく書いて頂きたい。症状に見合った検査をし、後遺診断書を詳しく。症状固定を強要せず、完治まで治療を。
- 3 自算会：
障害に見合った等級判断を。障害年金診断書のように、症状がもっと詳しく書ける診断書に。
- 4 司法関係：
加害者の刑罰を重くして欲しい。弁護士に誠意がなく二次被害を受けた例がある。
- 5 損害保険協会：
賠償額の迅速な支払いがない。後遺症の等級に対し正当な支払いがない。被害者に過失がないのに損保会社から調停や裁判にかけられる例が多い。損保会社の払い渋りの為に弁護士を依頼することになり、経済的負担が多大である。損保会社が作為的な文書まで作成し賠償額を削ろうとしている。
(報告：太田澄子、荻野京子)



～自由テーマ～

参加：8人

話題になったこと

- 1 加害者保護について
加害者保護が優先の現在の司法・警察のあり方を変えていく必要がある。優先されるのは被害者であろう。
- 2 真実を知ることについて
交通事故では加害者の供述をあまりにも重要視するため、真実がうやむやで処理されていることが多い。事故調書などにも「ずさん」な面が多いことも原因ではないか。
- 3 捜査情報の開示について
上記との関連からも最重要課題である。情報開示がないため事故処理が不公平であったり、真実を知る機会を失っている。
- 4 刑罰について
交通犯罪は刑が軽すぎる。被害者の心情を考えて欲しい。今後の会の活動はこの面でも重要課題として取り組む必要がある。
- 5 孤立化防止について
個々の事件・事故の内容が異なるために、どうしても孤立化する傾向がある。そのためには被害者の会の存在を知ってもらう必要がある。
(報告：佐川昭彦)

ご挨拶

事務局長 樋口 征 すずむ



本年4月1日から当会のお手伝いをさせていただいております。

私の勤務する(財)北海道交通安全協会は、交通の安全と円滑を図り、安全で快適な道路交通の実現を目指すボランティア組織です。その一環として交通事故の相談業務を担当しております。

ですが、被害者の方々から肉体的、精神的、経済的な様々の不安、ままならない示談交渉、示談を終えても癒されぬ心労等の実情をお聞きし、即効策の不足に悩み、解決策の煩わしさに満足いただけるかとの不安を感じ、事故の撲滅を願わずにはおられません。

加えて、当会の被害者の皆さんの声を直にお聞きし、悲しみ、怒り、様々な思いが切々と語られた小冊子等を目にする機会を得、当会設立に至った会員の相互援助・支援と交通事故ゼロへの悲願達成に向けた活動について、力不足ですが、少しでもお役に立ちたいものと決意しております。どうぞ宜しくお願いいたします。

会員の皆様のご意見ご要望をお待ちし、ご健勝を祈念申し上げてご挨拶に変えさせていただきます。

役員・世話人一覧

役職名(担当)	氏名	住所
代表(会報)	前田 敏章	札幌市西区
副代表(パネル)	小野 茂	札幌市白石区
副代表(会計)	内山 孝子	札幌市東区
副代表(相談)	佐川 昭彦	札幌市豊平区
世話人(監査)	二宮 章起	札幌市南区
世話人(会報)	水野美代子	札幌市南区
世話人(HP)	筒井 美香	札幌市北区
世話人(相談)	荻野 京子	札幌市清田区
世話人(相談)	水野 親	札幌市南区
世話人(相談)	内藤 裕次	札幌市中央区
世話人(総務)	佐藤 京子	札幌市北区
世話人(書籍)	太田 澄子	札幌市北区
世話人(会報)	市川喜久美	札幌市手稲区
世話人	長瀬 初美	旭川市
世話人	伊藤 博明	深川市
※監査	永野 準二	夕張市

交通事故被害者の心理的後遺症（PTSD）とケア

くぼメンタルクリニック院長

久保義彦先生

● 講師略歴

1945年生まれ。1972年札幌医科大学卒。専攻は精神分析学・精神療法。札幌医科大学精神医学教室助手、札幌鉄道病院精神衛生科主任医長、個人病院3院勤務を経て、2000年12月札幌市中央区に「くぼメンタルクリニック」を開業、現在に至る。北海道精神分析研究会代表幹事。

1 はじめに～大切な自己理解

PTSD～心的外傷後ストレス症候群～という考え方がありますが、一般の災害とは異なる被害者の皆様の心理的、精神的な後遺症をどのようにケアしていくかということについて話したい。なぜかというところから立ち直ろう、快復しようとお考えの方でも、ご自身がどういう現状にあるか、ご自分で分かっていないと、どのような対応をしたら良いのかわからないと考えるから。

2 脳の働きと記憶

～知的部分と感情部分が協同して記憶～

人間の精神活動と脳の構造には深い関連がある。人間の「知的活動」は大脳皮質、「情動（感情）」は、大脳辺縁系と呼ばれる部分で行われている。そして「記憶」は、この両方が協力している。また、記憶には3つあって、覚え込む（記銘）、保つ（保持）、思い出す（再生）ということを行っている。

普通の心理的ショック（死とは関係の無いような不安やストレス）があった場合に、そのストレスは、まず大脳皮質で意味を理解して受け止められ、次に情動の部分で受け止め、記憶される（図参照）。このとき、知的な部分と感情の部分で情報交換が色々な流れ、少しずつ感情の部分に影響を及ぼして、いわばクッションを経て記憶の部分に行くと言われている。

3 被害者と家族の記憶

～生の体験が感情と体の変化を伴って記憶～

しかし、交通事故被害者の皆さんのように、死ぬかもしれないという恐怖に遭われた方は、知的部分をズンと突き抜けて、「情動」全体がものすごく刺激され、そのまま記憶される。クッション抜きのショック状態が起こり、衝撃のガードが崩れた状態で、知的な理解をする暇がないまま、記憶の所まで行ってしまう。

ところで、運動の中枢と言われている小脳は、怖

いと体が震えるように、感情の活動（情動）と深いつながりがある。記憶とは知的な作業と思われがちだがそれとは少しちがう小脳的な記憶というものがある。例えば、自転車に一度乗れるようになったら10年間乗ってなくてもすぐに乗れる。このような非言語的記憶は、一度覚え込んでしまうと一生忘れない。思い出そうと思わなくても覚えているし、無理して努力しなくても体が自然に動いてしまう。

恐怖の体験は、突然準備もなく襲い掛かるので、言葉でなく、深い感情と体の生々しい状態で記憶される。

普通の知的な記憶は、覚え込もうという努力をしてやっと記憶するが、この小脳的な記憶は、努力抜きでカメラでパシャッと焼き付けられるような記憶のされ方。さらに交通事故の場合は、鮮明で生の感情や内臓など体の変化を伴い、現実の体験そのままの形で覚え込まれてしまう。



4 孤立感に苛まれる被害者 自分を責め続ける家族

～説明してもわかってもらえない～

このような体験をした人は、言語的に記憶されたことではないので、自分以外の人への説明が困難になる。自転車やスケートと同じように、体験しなければわからない種類の記憶なので、他人にはわかってもらえず、見捨てられたというか、別世界に住んでいるような感覚で非常に辛い。向こうでは皆さんがお日様に当たっている、でもこちらは氷も何も無いのに零下30℃の所にいるような感じで、その寒さを伝えようと思っても伝えきれない辛さを感じる。

誰もわかってくれないという状態が続くと、最終的に、自分が悪いという考え方が出てくる。わかってもらえないのは自分の説明がちゃんと出来ていないからで、努力が足りないからと。言葉を変えると罪悪感。

これは、家族の方も同じ。肉親の方は、ご自身と同じくらい、いやご自身より大切という方がひどいことに遭ったと聞くと、やはり普通の受け止めが出来ず、いきなりズンと感情的体験が小脳的な記憶で記憶される。ご本人の辛さとは少し違うが、記憶のされ方としては同じ。異常な状態に体も心もなあってそ

のまま記憶している。

そして、家族の方の場合は、自分が悪いという考え方がものすごく強くなる。被害者の方はうまく説明できないと、後になってから罪悪感が強く出てくるが、ご家族の方は、なぜ自分はそうしなかったのかという罪悪感を直に感じる。事故に出合うためのタイミングをずらすことが出来たらと考える。例えば、何か習い事に行くのに事故に遭ったとなれば、引き止めれば良かったとか、習い事を勧めたのは誰かとか、本人が習いたいと言ったけどそれを止めれば良かったとか。自分が悪いという考え方がどんどん強くなっていく。

直接の被害者の方でないご家族の方も、こういう罪悪感が大きくなり、知的活動をほとんど通さないで感じ続け、結局は小脳の記憶という水準まで思いが強くなる。この小脳の記憶は、思い出そうとしなくても、感情的な心身一体的な思い出し方をしてしまうので、感情が激しく揺れ動くとか、悪い体の働き方の状態、例えば、血圧が下がった状態、胃腸の働きがほとんど無いような状態を体験する。これがフラッシュバック。その場にはいないのに、あたかも悲惨な状況にあるかのように体験する。ご本人は当然だが、家族の方自身もフラッシュバックを起こす。

5 家族間の葛藤

～ショックの受け方と対応の違い～

第三者にわかってもらえないという問題は、家族の関係になるともっと困る。家族同士で分かり合えないのは、ショックの受け方が同じでないから。辛くて罪悪感を感じるのは同じで、何とか説明しなくてはと思っているが、相互に分かり合えないので、家族でありながら協力関係がうまく作れない。ショックの受け方が同じでないから、対応の仕方が全然違ってしまふ。食欲が無くなる方、眠れなくなる方、あるいは頭痛が出てくる人がいるかもしれない。平然としていたり、ニコニコしているかもしれない。すると、同じ肉親なのにこっちの気持ちをわかっていないのではないかと、本当の憎しみではないが、甘えみたいな、ここまでわかってくれてもいいのにわかってくれないから嫌いだという、そういう関係が起こってしまうことがある。

そういうことが起こらないご家族の場合は、どなたかが非常に知的あるいは情緒的トレーニングを積んでいる。大脳皮質の一番の仕事は我慢をすること。我慢をすることを通して知的能力は発達する。分かってもらえない時に、我慢する力があると私が悪いのだとはならない。もっとよい説明の仕方があったのではと考える。あるいはご家族での受け止め

や対応が違うことを、なぜそういう違いがあるか考えようとする。

6 心理的耐性に変化 ～子供返り～

衝撃的な体験で心に傷を負った場合に、心理的行動とか心理的耐性自体が変化している可能性がある。困ったときに人間は子供返りをする。とても賢い人が、わからない時に小学生みたいな態度をとったりする。精神年齢が元々低いのではなくて、一時的に低下する。

交通事故被害者本人あるいはご家族は、いつも困るが、困るとその現実にとどまっているのが非常に辛い。それで辛い状況を味あわないで済んだ年齢、ハッピーだった頃に戻りたがる。瞬間に起こってすぐまた戻るが、心の部分だけが子供返りしたままという場合や、PTSDと言われるような状態の場合には、この部分は幼児期から小児期の間を行ったり来たりという精神的年齢の退行現象が起こる。そうすると心理的行動のバランスは悪くなり、以前のその人らしさと違う場合が十分考えられる。我慢する力が弱くなって、怒りっぽくなったり、ひがみやすくなったり、すぐに泣くかもしれない。これは自分では気がつかない。はたで見ていると気がつく。

7 表現すること、話し合うこと

～体感的記憶から歴史的記述へ～

表現するという行動で困り方が減る。言葉で言う、文章で書く、気持ちを絵に表す。表現すること自体は非常に辛いですが、感情的爆発のエネルギーが少なくなる。体感的「記憶」から歴史的「記述」という段階に近づき、感情の変動がそれほど強くない状態、あるいは体の変化まで表れないで済むような記憶になる。方法論としては、例えば体験講話などで被害者の思いを伝えるなど。非常に勇気があることで大変だが、心理的耐性がものすごく鍛えられる。だから楽になると言っているのではないが、耐え方が上手になる。これが果たして治ったことかということ、これはまた別な問題。快復する、良くなるということがあるかどうかという問題もあるが、自分で気づかないことがあるので、お互いに表現しあうということがとても大事。

8 快復のために

～安心を感じる体験の積み重ねを～

快復には、ただ安心する、安全だと感じる、ほっとする、のんびりする、そういう体験をすること。耐性がつき、治りはしないが癒される。どんなことを話してもとにかく聞いてやるという、安心、安全を感じる具体的体験で癒される可能性が高い。トータルとしては許される感じ。このような私でもここ

に居ていいのだという感じ方。それが最終的には罪悪感を軽減し、消し去るといふ方向に人の心が自然に動く。これは、精神療法を行って患者さんが快復していく時にも同じことが起こると考えられる。

先ほど子供返りをすると書いた。子供というのは、ひどい目に遭ったら、自分がいけない子だからこうなると感じるらしい。だから、虐待されている子供さん達は、虐待した人を悪いと言わない。これは世界各国共通のようだ。この場合にも安心して良いんだよという体験をしていくことで歴史的記述に近づき快復する。

メカニズムとかシステムがわかって話しをしていくわけではないが。そういうことが実際に起こっており、報告もされている。

皆様のご希望にかなうような十分な説明ができたとは考えていないが、少しでも役立てていただければ幸いです。

(※ 5月14日のテーマ別交流会での講話を記録テープを基に編集者の責任で要約させていただきました)



報告 地裁判決を受けて・・・真相も解明されず、加害者だけが守られる裁判に怒り

札幌市豊平区 竹田 彩

私は法律のあり方がわからなくなりました。「校門前のスクールゾーンなのに、なぜ? どうして?」との疑問に、1年10か月苦しんできて、ようやく裁判。やっと真相が明らかにされると期待していたのに、法廷では事故の真相は明らかにされず、意見陳述でも事故原因とその詳細についての疑問を述べなくてはなりませんでした。

そして今日下された判決は「禁錮1年、執行猶予3年」と、あまりに軽い刑罰。人の命の重みは、響の人生は、一体何なのでしょう?

人間一人が殺されているというのに、事故の真相を明らかにしてほしい裁判とは一体何なのでしょう?

息子を殺されればなしで、遺族の思いは無視され続け、疑問はつるばかりです。この疑問の答えは、だれに、どこに求めれば見つかるのでしょうか? 自ら苦しみ続け生きてゆけしかないのでしょうか?

加害者が守られ、被害者は守ってくれないというのが率直な思いです。

児童を守るべき道で殺されたのに、こんなにも軽い刑で済むなんて、あまりにひどすぎます。スクールゾーンや制限速度、児童の保護義務など法律で決められているのに、これでは制度や法律の意味がありません。

ただ響の最期の真相が知りたい。知ってあげなければ響の親として済まないという気持ちでここまでしてきましたが、あまりに不当な判決です。

このままでは私は響に報告できません。響の名誉と命の尊厳のために、真相を明らかにするための民事裁判を考えたいと思っています。

(2005年6月8日)

～事件概要～ ※ 会報13号に関連記事があります

03/7/17 白石区北郷小学校の校門前で竹田響ちゃん(6歳 小学1年)が轢かれ死亡。運転手は逮捕されず

03/9 真相究明と厳正な処罰を求める要望書をとりくむ

04/2/16 遺族は、業務上過失致死罪で加害者を告訴

05/3/15 札幌地検は、1年8月後ようやく起訴

05/6/8 札幌地裁は、禁固1年執行猶予3年の判決

高次脳機能障害に理解を

札幌市豊平区 篠原 節

要望書の中に私どものことも取り入れて下さっていることに感謝致します。私どもの会にはご存知のように、被害、加害、自損の方々が出て、被害者の会に加入できない方もおります。

重度の脳損傷を負って生き続ける本人と家族の苦しみは生ある限り続きます。これまた底なしの地獄で生き続けるようなものです。

そこをのりこえあとに続く脳損傷者のために活動しているわけで、皆様と同じ位のエネルギーを費やしています。

交通安全運動が死亡事故ばかりに目がいくことに納得いきません。毎年100万人以上の負傷者が出ていますが、この内の何千人か何万人かの人々が、重い軽いの差はあれ、脳外傷者になっている筈です。軽ければ軽いほど障害に気づかず、何故かわからないまま困難な生活に陥っていることでしょう。「生き残って良かった」と思えるような医療と福祉と地域づくりにコロボックルはがんばっています。

脳血管障害による高次脳機能障害(身体的障害の軽い)者が増えています。明日は我が身の現実として多くの皆様に関心を持っていただきたいと願っています。

(NPO法人 脳外傷友の会 コロボックル 副代表)